

# ●住民税額の計算方法

市民税・県民税は前年中の所得等に基づき、次のように計算します。  
ただし、分離課税所得があるとき等は、特殊な計算を行う場合があります。



(例) 年齢66歳  
 ・収入(給与収入300万円、公的年金収入160万円)  
 ・所得控除(社会保険料控除30万円、生命保険料控除7万円、基礎控除43万円)  
 \* 納税通知書は以下のような表示となっています。

\* 普通徴収納税通知書(一部抜粋)

				④市民税	⑤県民税
所得金額		所得控除額		総所得	
給与収入金額 3,000,000		雑損控除		山林所得	
給与所得(所得金額調整控除後) 1,920,000		医療費控除		分離短期譲渡所得	
営業等所得		小規模企業共済		分離長期譲渡所得	
農業所得		社会保険料控除 300,000		株式等譲渡所得	
不動産所得		生命保険料控除 70,000		上場株式等の配当所得	
利子所得		地震保険料控除		先物取引所得	
配当所得				特例肉用牛所得	
公的年金等収入金額 1,600,000		障・寡・ひ・勤		⑥税額控除額	1,500
所得金額 500,000		配偶者控除			1,000
業務		配偶者特別控除		⑦所得割額	95,700
その他		扶養控除			63,800
雑所得 500,000		基礎控除 430,000			
短期・長期・一時所得		②所得控除計 800,000		⑧均等割額	3,500
損失の繰越控除額		③課税標準額		合計(⑦+⑧)	99,200
①総所得金額 2,420,000		総所得 1,620,000		⑨年税額	164,500
分離課税所得	山林所得	山林所得	配偶者控除	有	給与特別徴収税額
	分離短期譲渡所得	分離短期譲渡所得	無	老	年金特別徴収税額
	分離長期譲渡所得	分離長期譲渡所得	特	定	普通徴収税額 164,500
	株式等譲渡所得	株式等譲渡所得	同	居	控除不足額
	上場株式等の配当所得	上場株式等の配当等所得	同	居	普通徴収納付税額 164,500
	先物取引所得	先物取引所得	同	居	
	特例肉用牛所得	特例肉用牛所得	同	居	還付額

【市民税税額控除】

⑥項目	控除額
調整控除	1,500

【県民税税額控除】

⑥項目	控除額
調整控除	1,000

## 計算の具体例

- 総所得金額を求める。給与所得 1,920,000円 + 雑所得(年金所得) 500,000円 = 2,420,000円
- ②の所得控除計を求める。社会保険料控除 300,000円 + 生命保険料控除 70,000円 + 基礎控除 430,000円 = 800,000円
- ③の課税標準額を求める。①総所得金額2,420,000円 - ②所得控除計 800,000円 = 1,620,000円
- ③の課税標準額に税率をかける。(市民税 1,620,000円 × 6%、県民税 1,620,000円 × 4%) = 市民税97,200円、県民税64,800円
- 市民税97,200円、県民税64,800円から⑥の税額控除を差し引く = ⑦所得割額
- ⑦所得割額に⑧均等割額(市民税 3,500円、県民税 1,500円)を足す = 市民税 99,200円、県民税 65,300円
- 市民税 99,200円 + 県民税 65,300円 = ⑨年税額 164,500円